

計画書（案）

相楽都市計画用途地域の変更（木津川市域）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 348.0 ha	6/10 以下	4/10 以下	—	—	10m	19.8 %
	約 336.3 ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	19.1 %
	約 30.0 ha	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	1.7 %
小計	約 714.3 ha						40.6 %
第二種低層住居専用地域	約 0.0 ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	0.0 %
第一種中高層住居専用地域	約 109.1 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.2 %
第二種中高層住居専用地域	約 94.8 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	5.4 %
第一種住居地域	約 459.0 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	26.1 %
第二種住居地域	約 46.8 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.7 %
準住居地域	約 3.2 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.2 %
近隣商業地域	約 30.4 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.7 %
	約 11.8 ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	0.7 %
小計	約 42.2 ha						2.4 %
商業地域	約 21.7 ha	40/10 以下	—	—	—	—	1.2 %
	約 9.3 ha	20/10 以下	—	—	—	—	0.5 %
小計	約 31.0 ha						1.7 %
準工業地域	約 257.6 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	14.7 %
合計	約 1758.0 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、相楽リサーチパーク地区において更に計画的かつ有効な都市的土地区画整備を図るために、用途地域の変更を行うものである。

また、木津中央地区の都市基盤整備の進展を受け、計画的かつ有効な都市的土地区画整備を図るために、用途地域の変更を行うものである。